聖マリアンナ医科大学に対する追評価結果

I 判定

2020 (令和2) 年度追評価 (大学評価) の結果、聖マリアンナ医科大学は本協会の大学基準に適合していないと判定する。

Ⅱ 総評

聖マリアンナ医科大学については、文部科学省が公表した「医学部医学科の入学者 選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」(2018(平成 30)年 12 月 14 日)において、医学部医学科の入学者選抜に係る問題点を「不適切である可能性が高 い事案」として指摘されたことから、2019(令和元)年度に本協会の大学評価委員会 のもとに調査分科会を設置し、2016(平成 28)年度に実施した同大学に対する大学評価 (認証評価)結果の妥当性を調査した。その結果、「学生の受け入れ」「管理運 営」及び「内部質保証」の3点に重大な問題が認められたため、2016(平成 28)年度 の大学評価結果における大学基準に適合しているとの判定を取り消し、不適合と判定 した。

今回の追評価においては、不適合判定の要因となった「学生の受け入れ」「管理・運営」「内部質保証」の3つの基準の改善状況を踏まえて評価し、判定を行うとともに、前回の大学評価結果における努力課題3点についても評価を行った。この結果、重大な問題として指摘されたそれぞれの基準において、一部の改善に向けた取組みは行っているものの、性別や年齢といった属性による不適切な入試を実施したことを大学自身が認めておらず、指摘した問題に対する根本的な改善はもとより、十分な検証すら行われていないことから、依然として大学基準に適合していないものと判断する。

まず、「学生の受け入れ」に関して、属性による意図的な操作については疑いにと どまっていたものの、「調査書等の評価」において入試委員会の委員長・副委員長3 名で調査書等の配点及び評価基準を決定しており、学生の受け入れに係るいずれの会 議体でも合意を得ないまま、特定の者の主観的な判断が入りやすい状況で「調査書等 の評価」を行っていた。また、「調査書等の評価」の点数配分が年度によって変わ り、これによって学力試験、面接、小論文の試験結果を大きく覆すことを可能とする 仕組みとなっており、そのような体制で行った入学試験の最終的な合否判定において 性別や年齢等の属性による差異が出ていたことが重大な問題となっていた。その後、

文部科学省からの指導を受け設置された第三者委員会においても調査が行われ、2020 (令和2)年1月に公表された調査報告書では、「性別・属性区分という属性を理由 とする一律の差別的取り扱いが行われたものと認識した」と示されていた。

これらに対し、聖マリアンナ医科大学では、2019(平成31)年2月に学校法人とし て行った監事監査の結果、「男女あるいは現役・浪人等の属性に分け、その属性によ り一律に加点あるいは減点等を行った事実は認められなかった」との結論を支持し、 意図的ではないものの、結果として性別や年齢による差が生じたとの立場で、いくつ かの改善策を実施している。すなわち、監事監査による提言を受けて、入試委員長及 び2名の副委員長の交代、入試委員会全員で審議を行うことの確認、面接委員への女 性教員の配置、願書類の取扱いの変更等である。また、第三者委員会から、公正かつ 適正な入学試験を行う意識の醸成、入試委員会内での相互牽制機能の強化、入学試験 制度の透明性、監督体制の強化などの提言がなされたことを受けて「入試委員会」の 体制の見直し、監事による医学部入学試験の監査強化等の対応を行っている。さら に、一般社団法人全国医学部長病院長会議が公表した「大学医学部入学試験制度に関 する規範」(2018(平成 30)年 11 月 16 日)を遵守しながら、適性かつ公正な入学者 選抜に努めていくことを方針として打ち出しており、一定の改善努力がみられる。こ れらの結果、2019(令和元)年5月に文部科学省が実施した「医学部医学科における 不適切な事業の改善状況等に関する調査結果(平成31年度入学者選抜について) | に おいて、一般入試における調査書等の点数化は廃止され、面接官による段階評価とし て活用されるようになったこと、面接において、文部科学省が指摘した男性・女性と 現役・浪人で最高点、最低点ともに大きな差がついているといった状況や、平均点で も女性より男性が、多浪生より現役生が顕著に高い点数となっているような状況は確 認されなかったことが改善状況として示されている。

しかし、入学試験の実施方法の変更・改善後については、試験の結果に関する精密な検証が行われておらず、入試委員会の体制を見直したとするものの、複数の女性委員を加えるようにしたことなど、既存の枠組みを変えずに運用による変更のみにとどまり、第三者委員会から指摘を受けた「入学試験制度の透明性、監督体制の強化」や本協会からの指摘に対して適切な対応が図られたとはいえない。さらに、属性による得点調整が事実上行われていた点を大学自身が認めていないことから、不適切な入学試験を行うに至った原因となる本質的な問題の検証は行われていない。以上のことから、公正かつ適切な学生の受け入れを行う持続可能な体制・システムはいまだ整備されておらず、大学として、定期的な検証システムの導入も含めて学生の受け入れを抜本的に改善するよう、是正されたい。

2点目の「管理運営」に関しては、入学試験の実施にあたって、委員会等の機関で 事前の同意を得た基準などがないまま、委員長及び副委員長2名の計3名のみで、調 査書等の評価基準や配点を決定しており、公正な入試の実施方法となっていなかった

ことに対し、2019(令和元)年度入学試験の第1次試験合否判定会議以降、「入試委員会」委員の総意により重要事項を決定することとし、一定の改善を図っている。

また、「入試委員会」の独立性を過度に重視するあまり、医学部長をはじめとする 大学・学校法人の役職者、理事会、評議員会が合否判定に関与しないこととなってい たとするが(根拠資料 1-4、実地調査)、それにより、不適切な入学試験の実態を認 識できなかったことは、同委員会への監督が不十分で、大学・学校法人のガバナン ス、管理運営体制に重大な問題があったといえる。この問題点に対しては、「入試委 員会」の活動状況について、常置委員会の連絡・調整を行う「教学体制検討委員会」 で議論し、教授会において入学試験の合否に係る審議が十分にできるよう、会議用資 料の改善を行う等の対応を実施している。さらに、ガバナンスの強化にあたっては、 学長の交代等もあり、改善の意思は認められるものの、再発を防ぐための新たな規程 の整備や組織改編には至っていないうえ、第三者委員会で指摘された内容に対しても 適切に対応しているとはいえない。特に、同委員会の調査報告書において求められた 「公正かつ適切な入学試験を行う意識の醸成」に関して、学長・医学部長から教職員 へ説明しているとするが、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」とい う。) やスタッフ・ディベロプメント(以下「SD」という。) として研修に組み込 む等の十分な取組みは実施されていない。これらのことから、管理運営体制の改善は いまだ不十分であり、外部からの客観的な意見も受け入れつつ、継続的な改善・向上 の取組みを行うことができる体制となっていないため、適切かつ効果的な大学運営の あり方を根本から見直すよう是正されたい。今後は、「入試委員会」に対して、第三 者委員会から指摘された、理事長、理事会による監督方法の見直し、学長、医学部長 による管理体制の見直しに加えて、内部通報制度(公益通報制度)の見直しを行うこ となどを検討することが求められる。

加えて、監事監査報告書については、その結論が第三者委員会の調査報告書とは大きく異なっていたこと、また、それにもかかわらず、個人情報保護を理由に当該監事監査報告書を公表せず、その要旨のみをホームページで報告するにとどまっていたことから、監事監査の実態を確認できない状況にあった。監事監査に関しては、私立学校法の改正を受けて 2020 (令和2) 年4月に「監事監査規程」を策定し、同年度の監事監査計画に監査項目として「医学部入学試験について」を盛り込み、「入試委員会」に対する定期的な検証を行うこととしているが、今年度の監査計画に含めるのみならず、今後も継続して監事による監査を行う体制が構築されるよう一層の検討が望まれる。

3点目の「内部質保証」に関しては、上記のような事実があったにもかかわらず、 入学者選抜を「適切」と判断し『点検・評価報告書』において事実と異なる記述がな されていたことから、自らの活動を点検・評価し、改善・改革を行うことのできる組 織となっていなかった。この問題に対して、「自己点検・評価運営委員会」の構成員

に、保健や医療に関わる行政に関する知見を有する学外有識者を加えること、内部質保証システムにおいて、「入試委員会の体制及び合否判定手順」「アドミッションポリシーの見直し」の検証を行い、公平性・妥当性を確認することなどの改善策を実施した。また、今後も継続して入学者選抜に関する制度や合否判定の適切性を点検・評価し、この結果に基づく改善・向上を通じて継続的に入学者選抜のあり方を見直していくとしており、内部質保証の積極的な推進に向けて取り組む意思は認められる。しかし、入学者選抜に関する問題の原因究明に対しては、依然として消極的な姿勢であり、大学・学校法人としての意思決定機構において、「一律の差別的取り扱い」を長期にわたって認めない事実は合理性に欠け、社会から負託を受けた自律的な組織である高等教育機関として、社会に対する説明責任を果たしているとはいいがたい。また、これまでの内部質保証体制にあって、今回の不適切な入学試験の実態を認識できなかったにもかかわらず、内部質保証の考え方や自己点検・評価の方法などの具体的な改善は行われていないことから、内部質保証システムの有効化に向けた抜本的な体制の見直しを行い、内部質保証を適切に機能させるよう是正されたい。

以上のように、聖マリアンナ医科大学は、監事監査報告書に則り、受験生の属性に応じた一律の差別的な取扱いは行っていないとの立場を現在に至るまで維持し、第三者委員会の調査報告書における合理性を検討することはおろか、問題がないとの立場から、十分な原因究明も行っていない。そのため、3つの重大な問題のいずれにおいても改善策が抜本的なものとなっておらず、質保証が不十分であることから、大学基準に適合しているとは認定できない。

次に、前回の大学評価において指摘された事項については、概ね改善が認められるものの、「財務」については、2016 (平成28)年度以降、事業活動収支差額は低下傾向にあり、繰越収支差額の支出超過額が更に増加している。また、菅生キャンパスリニューアル事業等の財源確保のために、引当特定資産は減少し、借入金は増加していることから、「要積立額に対する金融資産の積立率」については依然として低い水準にある。大学の中期計画には、財政基盤の確立・安定化等を図るため、財務に関する目標・計画の項目を掲げているものの、一部を除いて、数値目標は示されていない。加えて、キャンパスリニューアル事業等を反映した財政見通しが明確にされていない。こうしたことから、前回の大学評価後の改善が十分になされているとはいえない。キャンパスリニューアル事業として計画している病棟等の新築・改修が2026(令和8)年度まで続く予定であることや、借入金返済は更に長期にわたることを踏まえて、中・長期の財政計画として数値目標及び財政見通しを明確に設定し、進捗に応じた検証を適宜行いながら財政基盤の確立に向けた取組みを継続することが望まれる。

最後に、聖マリアンナ医科大学は、我が国において唯一、キリスト教精神に基づく 医科大学として「キリスト教的人類愛に根差した『生命の尊厳』を基調とする医師と しての使命感を自覚し、人類社会に奉仕し得る人間の育成、ならびに専門的研究の成

果を人類の福祉に活かしていく医師の養成」を建学の精神に掲げ、創立から約50年間の長きにわたり教育研究・医療を通じ地域社会に多大な貢献を果たしてきた。今回の追評価結果を契機として、内部質保証のあり方を早急に改めるとともに、上記で指摘した種々の問題の解消に向け努力し、建学の精神、大学の目的の実現に向け、発展することが期待される。

Ⅲ提言

一 一層の改善が期待される事項

<管理運営・財務>

1) 前回の大学評価以降、繰越収支差額の支出超過額は増加し、一方で「要積立額に対する金融資産の積立率」は依然として低水準にあることから、改善が十分に図られているとはいえない。中長期の財政計画として数値目標及び財政見通しを明確に設定し、進捗に応じた検証を適宜行いながら財政基盤の確立にむけた取組みを継続することが望まれる。

二 必ず実現すべき改善事項

<学生の受け入れ>

1) 入学試験の実施体制等について、属性による偏りがなくなるよう、委員の構成等を一部改善しているものの、属性による得点調整が事実上行われていた点を大学として認めておらず、不適切な入学試験を行うに至った原因となる本質的な問題を見直していないことから、既存の枠組みを変えずに運用による変更のみにとどまり、公平・公正な学生の受け入れを継続的に行うための体制・仕組みが整備されたとはいえない。定期的な検証システムの導入も含め、大学として学生の受け入れを抜本的に改善するよう是正されたい。

<管理運営・財務>

2) ガバナンスを強化し、問題の再発を防ぐための対策が十分に行われておらず、また、第三者委員会や本協会などの外部からの問題点の指摘について、検証を行わないまま否定する姿勢を崩していないことは、適切な管理運営を行っているとはいえない。外部からの客観的な意見も受け入れつつ、継続的な改善・向上の取組みを行うことができる管理運営体制を整備することが急務である。また、公正な入学者選抜を実施するための意識改革を趣旨とするFD・SDを実施するなど、適切かつ効果的な大学運営のあり方を根本から見直すよう是正されたい。

<内部質保証>

3) 問題となった入学者選抜の原因究明に対し消極的な姿勢であり、法人としての意思決定機構において、「一律の差別的取り扱い」を長期にわたって認めない事実

は合理性に欠けているうえ、内部質保証の考え方や自己点検・評価の方法などの具体的な改善が行われていないことは、社会から負託を受けた自律的な高等教育機関として、社会に対する説明責任を果たしておらず、大学の質を適切に保証しているとはいえない。抜本的な体制・方法等の見直しを含め、内部質保証システムの有効化に向けた検証を行い、それを適切に機能させていくよう、是正されたい。

以 上